毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規　則

○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則　一

○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則　二

○福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則　二

訓　令

○福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令　二

○日額旅費支給規程の一部を改正する訓令　三

福島県企業局

○福島県企業局組織規程の一部を改正する規程　三

○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程　四

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程　四

福島県病院局

○福島県県立病院医師修学資金貸与条例施行規程を廃止する規程　五

福島県公安委員会

○拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則　五

福島県監査委員

○福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程　五

規　則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則及び福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をトトに公布する。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県規則第十七号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条を削り、第十八条を第十九条とする。

第十七条中「第十一条から第十四条」を「第十四条から前条」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条及び第十六条を削り、第十四条を第十七条とし、第十条から第十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第九条の二第二項中「四万九千円」を「五万千円」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条第二項中「足るもの」を「足りるもの」に改め、同条第三項第一号を次のとおり改める。

一　水路旅行の路程　水路旅行の路程の計算について信頼するに足りるものとして知事が別に定めるものによる航路キロ程

第七条第三項第二号及び第三号中「足るもの」を「足りるもの」に改め、同条第四項中「又は前項第一号」及び「又は旅客会社」を削り、「日本交通公社等」を「株式会社交通新聞社等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（支度料）

第八条　条例第六条第十二項の支度料は、スーツケース賃借料、海外旅行損害保険料その他外国への出張のため特に必要があるものとして任命権者が知事と協議して定めるものに係る実費額とする。

第六条中「による」の下に「旅行命令等に係る旅行の電磁的記録の記録事項並びに」を加え、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とする。

第二十五条第二項及び第三項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第五項中「加算日当定額」を「早朝出発等定額」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条を第二十五条とする。

別表第一中「（第２条の２関係）」を「（第３条関係）」に改め、同表福島市の部30の項中「医科大学」を「公立大学法人福島県立医科大学」に改め、同表会津若松市の部4の項中「会津大学」を「公立大学法人会津大学」に改め、同部9の項中「会津南部ほ場整備事務所」を「旧会津南部ほ場整備事務所」に改め、同表郡山市の部2の項中「久留米」の次に「、南一丁目、南二丁目」を加え、同部39の項中「御舘小学校駒坂分校」を「旧御舘小学校駒坂分校」に改め、同表白河市の部6の項中「白河市役所旗宿出張所」を「白河市役所旗宿行政センター」に改め、同表須賀川市の部8の項中「東山小学校」を「旧東山小学校」に改め、同表喜多方市の部10の項中「会津高等技術専門校」を「テクノアカデミー会津」に改め、同部15の項中「山都第一小学校第三分校」を「旧山都第一小学校第三分校」に改め、同部16の項中「山都第二小学校」を「旧山都第二小学校」に改め、同表二本松市の部10の項中「上川崎小学校」を「川崎小学校」に改め、同部16の項中「北戸沢小学校」を「旧北戸沢小学校」に改め、同部17の項中「南戸沢小学校」

を「旧南戸沢小学校」に改め、同部18の項中「針道小学校」を「旧針道小学校」に改め、同部19の項中「木幡第一小学校」を「旧木幡第一小学校」に改め、同部20の項中「下太田小学校」を「旧下太田小学校」に改め、同部21の項中「上太田小学校」を「旧上太田小学校」に改め、同表田村市の部12の項中「山根小学校」を「旧山根小学校」に改め、同部21の項中「石森小学校」を「旧石森小学校」に改め、同部22の項中「春山小学校」を「旧春山小学校」に改め、同表南相馬市の部８の項中「浜高等技術専門校」を「テクノアカデミー浜」に改め、同表本宮市の部１の項中「本宮警察署」を「郡山北警察署本宮分庁舎」に改め、同表川俣町の部２の項中「川俣警察署」を「福島警察署川俣分庁舎」に改め、同表会津美里町の部１の項中「会津美里警察署」を「会津若松警察署会津美里分庁舎」に改め、同部２の項中「赤沢小学校」を「旧赤沢小学校」に改め、同表西郷村の部４の項中「国立那須甲子少年自然の家」を「国立那須甲子青少年自然の家」に改め、同表小野町の部４の項中「小戸神小学校」を「旧小戸神小学校」に改め、同部７の項中「夏井第二小学校」を「旧夏井第二小学校」に改める。

別表第三中「（第二十五条関係）」を「（第二十四条関係）」に改め、同表を別表第二とする。

附　則

１　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定（「による」の下に「旅行命令等に係る旅行の電磁的記録の記録事項並びに」を加える部分に限る。）、第七条第二項及び第三項の改正規定並びに別表第一福島市の部、会津若松市の部４の項、郡山市の部、白河市の部、須賀川市の部及び西郷村の部の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の福島県旅費取扱規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第八条及び第十二条第二項を除く。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

３　改正後の規則第八条及び第十二条第二項の規定は、この規則の施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（人　事　課）

福島県規則第十八号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の２中「前記１に掲げるその者」を「１の㈠から㈢までに掲げる者のそれぞれ」に、「みなし、及びその者」を「、その者」に、「四十時間とみなし、」を「三十八時間四十五分とみなして」に、「を基準として」を「に基づき」に、「の額」を「の額に相当する額」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（災害対策課）

福島県規則第十九号

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県都市公園条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「別表第二の五のアの⑵の㈠の表備考３及び４」を「別表第二の六のアの⑵の㈠の表備考２及び３」に、「別表第二の五のアの⑵の㈡の表備考」を「別表第二の六のアの⑵の㈡の表備考」に改め、同条第二項中「別表第二の五のアの⑵の㈡の表」を「別表第二の六のアの⑵の㈡の表」に改め、同条第三項中「別表第二の五のアの⑶の㈠の表」を「別表第二の六のアの⑶の㈠の表」に改め、同条第四項中「別表第二の五のアの⑶の㈡の表備考」を「別表第二の六のアの⑶の㈡の表備考」に改める。

別表第一に次のように加える。

放送室	冷暖房料	一時間	一〇〇円

別表第二の一中「その他の附属設備」の下に「（放送室を含む。）」を加え、同表の一の表備考を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（都市計画課）

訓　令

福島県訓令第一号

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県労働委員会事務局規程（昭和二十五年福島県訓令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長の専決事項の欄第八号及び事務局次長の専決事項の欄第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表課長の専決事項の欄第八号中「第七条」を「第四条」に改め、同欄第九号中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同欄中第十七号を第十八号とし、

労働委員会事務局

第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　課員の超勤代休時間の指定

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（審査調整課）

福島県訓令第二号

本庁機関
出先機関
労働委員会事務局

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事　佐　藤　雄　平

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和二十八年福島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項中「これに」を「これらに」に改め、同条第二項第一号中「加算日当」を「早朝出発等定額」に改め、同条を第二条とする。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「第三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第三条とし、第七条を第四条とする。

別表中「（第三条関係）」を「（第二条関係）」に、

「

日額		
甲地方	乙地方	
	一、三〇〇円	一、三〇〇円
七、八〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円
六、〇〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円
五、五〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円

」を

日額		
	一、三〇〇円	一、三〇〇円
	六、四〇〇円	六、四〇〇円
	五、一〇〇円	五、一〇〇円
	四、八〇〇円	四、八〇〇円

」に改め、備考を削る。

附　則

1　この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお、従前の例による。

（人事課）

福島県企業局

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年３月23日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県企業局管理規程第２号

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

（経営企画課）

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年３月23日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県企業局管理規程第３号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び第５項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第16条第１項中「配達記録」を「特定記録」に改める。

別表第１局長専決事項の欄18及び課長専決事項の欄（共通専決事項）21中「半日勤務時間の割振り変更」を「４時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表備考中「課長専決事項の欄」の次に「（共通専決事項）」を加え、「並びに経営企画課長特定専決事項の欄」を「、同欄（共通専決事項）中27に規定する事項並びに同欄（経営企画課長特定専決事項）」に、「で軽易なものについては」を「については」に改める。

様式第２号中「配達記録」を「特定記録」に改める。

附　則

１　この規程は、平成22年４月１日から施行する。ただし、第13条及び第16条の改正規定、別表第１備考の改正規定並びに様式第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県企業局処務規程様式第２号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（経営企画課）

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年３月23日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県企業局管理規程第４号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

第17条第２項中「、公営企業資産活用事業にあつては別表第２の２」を削る。

第56条第２項中「除権判定」を「除権決定（非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第148条第１項に規定する除権決定をいう。）」に改める。

第179条第１項第３号中「金融機関」の次に「（次条第２項において「保険会社等」という。）」を加える。

第180条第２項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第185条第１項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

別表第２の２を削る。

第39号様式の表公営企業資産活用事業の項を削る。

第41号様式中

「

公営企業資産活用事業会計								
		小　計						
合　　計								

を

「

合　　計					

」

に改める。

」

附　則

１　この規程は、平成22年４月１日から施行する。ただし、第56条、第179条及び第180条の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この規程の施行の際現に送付されている改正前の福島県企業局財務規程第39号様式による公金現在高報告書及び同規程第41号様式による預金現在高通知書は、改正後の福島県企業局財務規程第39号様式による公金現在高報告書及び同規程第41号様式による預金現在高通知書とみなす。

（経営企画課）

福島県病院局

福島県県立病院医師修学資金貸与条例施行規程を廃止する規程をここに公布する。

平成22年３月23日

福島県病院事業管理者　高　地　英　夫

福島県病院局管理規程第３号

福島県県立病院医師修学資金貸与条例施行規程を廃止する規程

福島県県立病院医師修学資金貸与条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第13号）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

（病院総務課）

福島県公安委員会

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年３月23日

福島県公安委員会委員長　高　瀬　　淳

福島県公安委員会規則第３号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成２年福島県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第６条第２項」を「第８条第２項」に改める。

附　則

この規則は、平成22年７月１日から施行する。

（公　安　課）

福島県監査委員

福島県監査委員告示第１号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

福島県監査委員

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程（昭和五十三年福島県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄５、次長の専決事項の欄４及び課長の専決事項の欄４中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

（監査総務課）

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,390円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷